



甲府地方法務局
オリジナルキャラクター
ツツジちゃん

遺言書 あずけて安心 法務局



不動産登記推進
イメージキャラクター
トウキツネ

自筆証書遺言書保管制度

全国の
法務局※で

ご利用いただけます。

※本局・支局等合計312か所

遺言書の
保管の申請には

3,900円が

かかります。

あなたの大切な
遺言書を守ります

手続には
予約が必要です



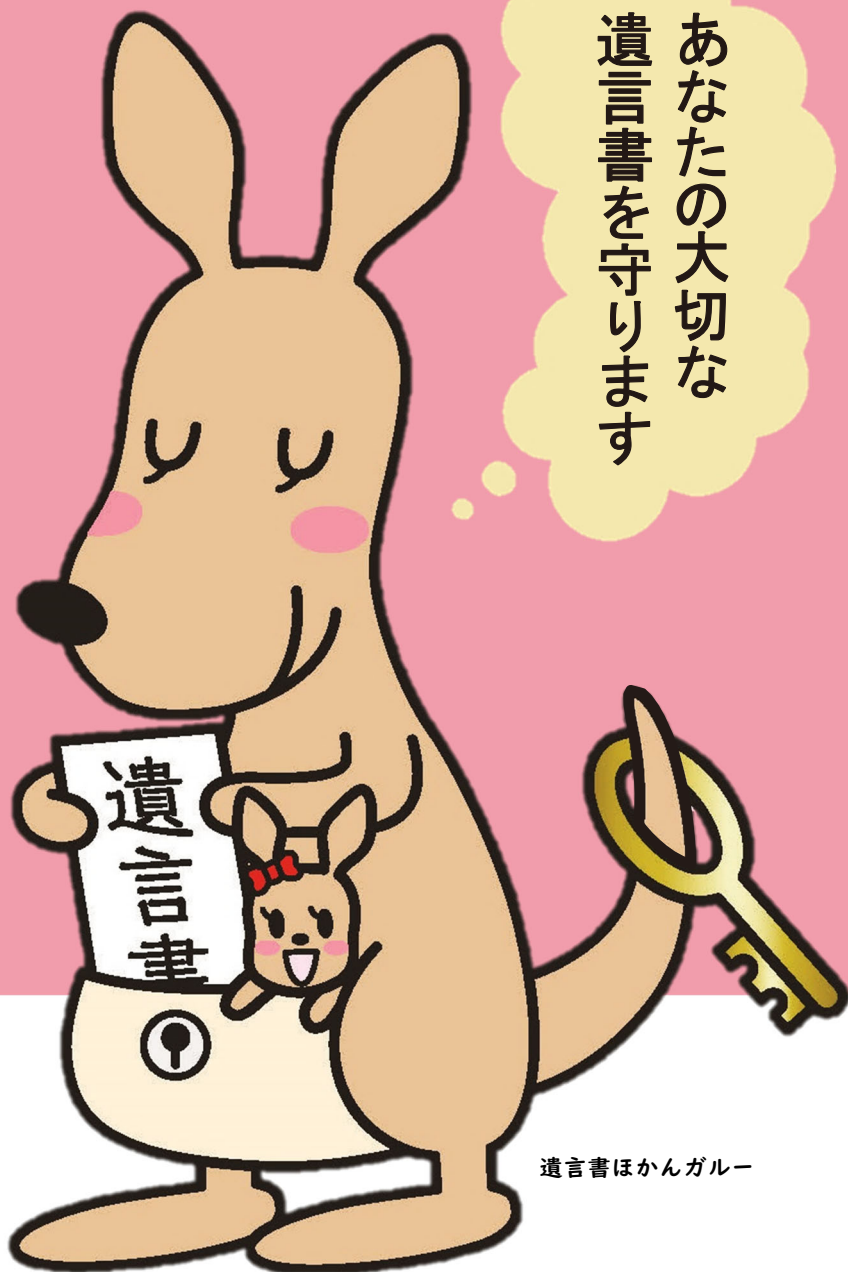
法務局手続案内予約サービス専用ページ
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

詳しくは、甲府地方法務局供託課 または 下記の支局までお問合せください。

甲府地方法務局供託課
TEL.055-252-7151(代)

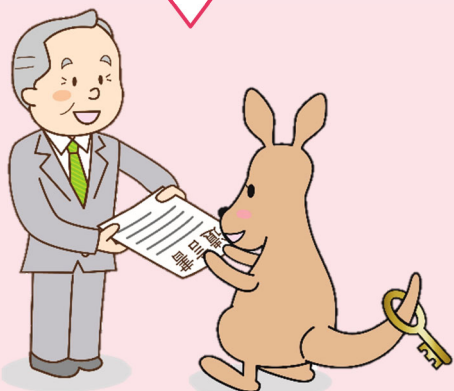
鯉沢支局
TEL.0556-22-0148

大月支局
TEL.0554-22-0799



遺言書ほかんガルー

遺言書の保管の申請



- 🔑 手続には必ず遺言者本人が法務局にお越しください。
- 🔑 自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行います。
- 🔑 遺言の内容についての相談はお受けできません。
- 🔑 亡くなられた後に通知したい相続人等を1名指定できます。
- 🔑 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。

* 公正証書遺言書を希望する場合は、公証人役場で手続をする必要があります。

保管の申請に必要なもの

🔑 自筆証書遺言に係る遺言書



🔑 申請書※

🔑 添付書類(本籍及び筆頭者の記載のある住民票等)



🔑 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)



🔑 手数料(収入印紙)



※ 申請書の様式は、法務省 HP (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html) からダウンロードできます。また、遺言書保管所窓口にも備え付けられています。

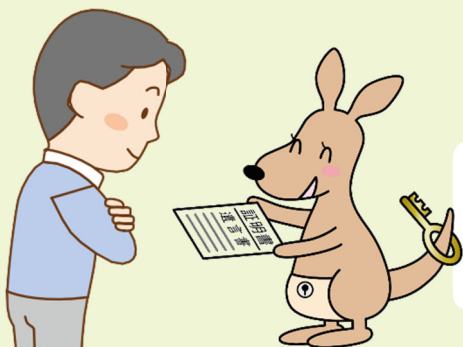


② 遺言者が亡くなられた後の手続 (法務局で相続人等が行う手続)

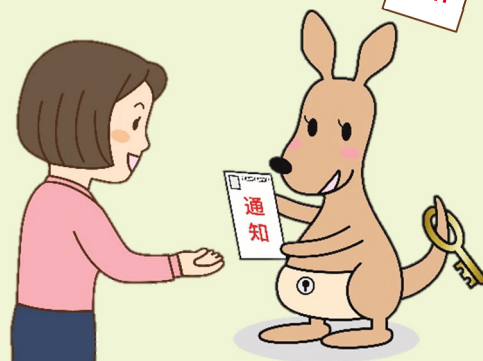
相続人等は、遺言書の内容の証明書の請求等を行うことができます。



遺言書が法務局において保管されていることを、その他の相続人等に通知します。



相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けた場合若しくは遺言書の閲覧をした場合又は、遺言者の死亡確認時



検認不要

法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

- 🔑 自筆証書遺言書保管制度に係る全ての手続には予約が必要です。

あなたの相続手を応援します！

法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※1）。

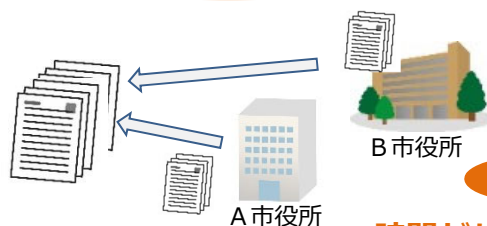
※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



制度の概要

① 申出（法定相続人又は代理人）

- ①-1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1、-2の書類を添付して登記所に申出をします。



ポイント！

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家（※2）に依頼することも可能です。

② 確認・交付（登記所）

- ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
- ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却



③ 利用

- ③ 各種相続手続へお使いください。（戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に）

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、

法務局ホームページ



をご覧ください。

法定相続情報一覧図は、自筆証書遺言書保管制度、相続税の申告などにもご利用いただけます。

令和6年4月1日から

相続登記の申請が義務化されます！

※ 正当な理由なく、義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

- ◇ 今のうちから、相続登記をしましょう！
- ◇ 今なら、**相続登記の免税措置**が拡大されています。
- ◇ 相続の際、**遺産分割**をちゃんと済ませましょう！
- ◇ 相続登記の**手続や書式**は、法務省・法務局のホームページをご覧ください。

詳しくは、下の二次元バーコードか、
『あなたと家族をつなぐ相続登記』
で検索！



- ◇ 法務局では、**相続登記の手続案内**を行っています（予約制）。

お問合せ先	甲府地方法務局登記部門	055-252-7151
	甲府地方法務局鰍沢支局	0556-22-0148
	甲府地方法務局大月支局	0554-22-0799
	甲府地方法務局韮崎出張所	0551-22-0370
	甲府地方法務局吉田出張所	0555-22-0025



- ◇ 弁護士・司法書士など相続・登記の**専門家への相談**も、ご検討ください。

日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）



日本司法書士会連合会のホームページ（登記相談のご案内）